

**国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用
よしおか生活応援プレミアム商品券事業 登録事業者募集要項**

1 目的

物価高騰下における住民生活の負担軽減と、町内事業者の売上確保・地域経済の活性化を図るため、プレミアム率100%の商品券を発行します。

このため、町では登録事業者（町民がプレミアム商品券を使用できる事業者）を募集します。

2 プレミアム商品券の概要

(1) 名称	よしおか生活応援プレミアム商品券
(2) 発行者	吉岡町
(3) 発行予定額	2億3千100万円（プレミアム率100%） 商品券 23,100 冊
(4) 構成	紙による商品券 1,000 円×10枚（10,000 円分）
(5) 販売額	1 冊 5,000 円で販売
(6) 販売予定期間	令和8年4月下旬～令和8年9月30日（水）
(7) 販売予定場所	吉岡町商工会、吉岡町文化センターほか
(8) 使用予定期間	令和8年4月下旬～令和8年10月31日（土）
(9) 購入対象者	基準日において住民登録している全住民 ※基準日は別途設定
(10) 購入限度	購入対象者1人につき1冊まで ※販売状況により追加販売
(11) 使用可能事業者	よしおか生活応援プレミアム商品券事業 登録事業者登録申請書を提出し、町が登録を決定した事業者
(12) その他	詳細事項は、町ホームページ等にて随時周知します。

3 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- (2) 税金、保険料、電気、ガス、水道料金、電話料金等支払い
- (3) コンビニエンスストア等での収納代行等への支払い
- (4) 金、銀、プラチナ、有価証券、電子マネー、商品券、ビール券、図書券、事業者が独自発行する商品券等、旅行券、乗車券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) インターネット等、通信販売による買い物に対する支払い
- (7) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定するたば

この購入

- (8) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- (9) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- (10) 物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるのが令和8年10月31日を越えるものの支払い
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (12) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (13) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
- (14) その他、全各号に類するもの、又は、社会通念上、商品券使用対象として町が適當と認めないもの、各登録事業者が指定するもの

4 登録事業者の募集

登録事業者の登録資格は、本事業に参加を希望し、町内に店舗を有する事業者とする。ただし、次に掲げるものが営業するものを除く。

- (1) 国及び地方公共団体が直接管理・運営する施設
- (2) 通信販売・訪問販売・駐車場・自動販売機等の無店舗又は無人サービスで営業している事業者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される事業者（キャバクラ、キャバレー、ショーパブ、ホストクラブ、スナック・料亭（接待を伴うもの）、ナイトクラブ、パチンコ店、マージャン店、ゲームセンター等）
- (4) 営業に必要となる官公庁の適切な許認可を得ていない事業者（食品衛生法、旅館業法、住宅宿泊事業法等で規定される許認可）
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (6) 吉岡町暴力団排除条例（平成24年吉岡町条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有すると認められる事業者
- (7) 「3 商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品を専ら取扱う事業者
- (8) その他、全各号に類するもの、又は、社会通念上、商品券を使用する事業者として町が適當と認めないもの

5 登録事業者の責務

- (1) よしおか生活応援プレミアム商品券事業 登録事業者募集要項（以下「募集要項」という。）の記載内容に関して遵守することを同意の上、申し込むこと。
- (2) 登録事業者であることが明確になるよう、別途送付するポスター及びのぼりを使用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 使用者が使用期間中に商品券を持参したときは、プレミアム商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (4) 使用期間外においてプレミアム商品券を使用させないこと。
- (5) プレミアム商品券の使用において、使用対象外のもの（「3 商品券の使用対象にならないもの」参照）の取引を行わないこと。
- (6) 商品券額面金額に満たない場合でも、釣り銭は出さないこと。不足する場合は現金等で受け取ること。
- (7) 登録事業者において独自にプレミアム商品券の使用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示すること。
- (8) 登録事業者の他企画との併用不可、商品券使用上限額等を定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示すること。
- (9) 使用者がプレミアム商品券で購入した商品等を返品する際は、現金による返金は行わず、代替品等との交換とすること。
- (10) 使用者から受け取ったプレミアム商品券の表面には、再流出を防止するため店舗名称を押印又は記載すること。
- (11) 他事業者の店舗名称の押印又は記載のあるプレミアム商品券は受け取りを拒否すること。
- (12) プレミアム商品券の取扱方法等についてプレミアム商品券を取扱うすべての担当者に周知すること。
- (13) 偽造などの不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに町に報告すること。
- (14) プレミアム商品券の交換、譲渡、売買、再使用は行わないこと。
- (15) 商品券と現金の交換は行わないこと。
- (16) プレミアム商品券での直接換金及び商品仕入れ等への使用は行わないこと。
- (17) 換金期限が経過した商品券の換金請求を行わないこと。
- (18) やむを得ない事情がない限りプレミアム商品券が使用できる期間中においては、継続して登録事業者において特定取引を行うこと。
- (19) 登録事業者は、登録事項の変更や登録を取り消す必要がある場合は、速やかに町まで届け出ること。
- (20) 申請内容や特定取引に疑惑が生じた場合は、町が行う調査へ協力すること。

- (21) よしおか生活応援プレミアム商品券事業実施要綱（以下「要綱」という。）及び本募集要項を遵守するとともに、町からの指示に従うこと。
- (22) 町及び町商工会と適切な連携体制を構築すること。
※募集要項に反する行為を行ったときは、登録事業者の登録を取り消す場合があります。

6 申込みから登録まで

(1) 申請方法

登録を希望する事業者は要綱及び本募集要項の記載事項に関して遵守することを同意の上、『国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」活用よしおか生活応援プレミアム商品券事業 登録事業者登録申請書』を記入し、町商工会に持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で申請してください。

- (2) 登録事業者に登録された場合、「よしおか生活応援プレミアム商品券登録事業者登録決定通知書」を交付します。ただし、登録後であっても以下に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。
 - ①申込み内容に虚偽・不備等があった場合
 - ②町が登録を取り消すと判断した場合

7 募集受付期間

1次募集 令和8年2月5日（木）～令和8年2月25日（水）17時必着

2次募集 令和8年2月26日（木）～令和8年8月31日（月）17時必着

※1次募集の期間に申請された場合は、3月下旬発行予定の告知用チラシ及び町ホームページに店舗名称等を掲載します。

※2次募集の期間に申請された場合は、町ホームページの掲載となります。

8 プレミアム商品券の換金方法

(1) 換金期間

令和8年4月下旬の販売日～令和8年12月28日（月）17時

(2) 換金方法

別途送付するポスター及びのぼりに同封する「よしおか生活応援プレミアム商品券事業特定取引実績報告書兼請求書」に内容を記入し、使用されたプレミアム商品券を添えて町商工会へ提出してください。町商工会において確認し、確認印を押印後、実績報告書兼請求書の写しをお渡しします。その後町による支払決定後に支払額及び振込日等を町から通知し、町商工会へ提出された翌月の25日までを目処に指定口座に振込む予定です。振込手数料は町にて負担いたします。

※換金申請の際ににおいて、実績報告書兼請求書の記載内容及び使用された

プレミアム商品券に関して、町商工会による集計内容と差異が生じた場合は、町商工会による集計内容を正とし、町による精算を行います。

※入金額に異議がある場合、入金日から2週間以内に限って申し立てください。2週間を経過してからの異議申し立てには一切応じられません。

※換金期間を経過してからの換金には一切応じられません。

9 留意事項

- (1) 登録事業者の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「プレミアム商品券が使用できる店舗」として、3月下旬発行予定の告知用チラシ（1次募集分）・町ホームページ等に掲載いたします。
- (2) 登録事業者の登録料は無料です。
- (3) ポスター・のぼりを4月中旬頃に配布予定です。（各1枚を原則とする。）
※のぼり用ポールを要望する場合、吉岡町産業観光課産業振興室に連絡してください。
- (4) プレミアム商品券の取扱い、換金方法等、詳細については、要綱及び本募集要項を参照してください。
- (5) 要綱及び本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録事業者の登録取消、損害賠償金の発生等が生じた際は請求する場合があります。
- (6) 要綱及び本募集要項に記載のない事項及び定めのない事項については、町がその都度対応を決定します。
- (7) プレミアム商品券の盗難・紛失、壊滅または偽造、模造等に対して、町は責を負いません。
- (8) 町の方針等により、内容が変更される可能性がある旨をあらかじめご了承ください。

10 証約事項

- (1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- (2) プレミアム商品券の再販、再流通をいたしません。
- (3) プレミアム商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- (4) プレミアム商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- (5) プレミアム商品券を使用できない商品に対して、プレミアム商品券での支払いを受けません。
- (6) プレミアム商品券の使用期間中は登録事業者として本事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- (7) 要綱及び本募集要項に記載されている内容を遵守し、同意します。
- (8) プレミアム商品券の使用に際して、使用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。

- (9) プレミアム商品券の取扱いに対して、町から改善要請等があった場合、それに従います。
- (10) 店舗名称・所在地・電話番号・業種等の公表（告知用チラシ・町ホームページ等に掲載）について同意します。
- (11) 性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定するものではありません。
- (12) 吉岡町暴力団排除条例（平成 24 年吉岡町条例第 15 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有すると認められるものではございません。
- (13) 換金期間が経過したプレミアム商品券の換金請求を行いません。

1.1 申請・問合せ先

【登録申請について問合せ先・登録申請先】

吉岡町商工会

住所 〒370-3604 吉岡町大字南下 1375 番地 3
電話 0279-54-2625 FAX 0279-54-2410
E-mail contact@yoshioka-sci.com

【事業全般について問い合わせ先】

吉岡町産業観光課産業振興室

住所 〒370-3692 吉岡町大字下野田 560 番地
電話 0279-54-3111（内線 163） FAX 0279-54-8681
E-mail san-shin@town.yoshioka.gunma.jp